

労災職業病部会が北海道労働局交渉 予防対策・認定業務などで考えを質す

「建設アスベスト給付金」について説明の機会

道本部労災職業病部会は5月19日に北海道労働局との交渉をおこないました。交渉には深浦部会長・前田副部会長・渡辺副部会長・福井事務局長と道本部森国委員長・宮澤書記長などが参加し、労働局側からは労災補償課・健康課・監督課・総務課の課長などが出席しました。局の回答を受けたあと、各項目について意見を述べるとともに局の考えを質しました。

振動障害の予防対策では、工具メーカーのパンフレットも示しながら「振動レベルの表示がない。これでは政策効果が見られない。本省の責任で表示するよう強く求めるべきだ」と迫りました。トンネル工事でのじん肺防止対策では「道内のトンネル工事は37件で、監督指導の実施も37件だ」と明らかにしましたが、違反件数などは「公表しない」との回答を繰り返しました。

認定業務にかかわって「同意書については本省からの指示もあり、不必要なものを求めない」と回答しました。じん肺・アスベスト疾患について、管理区分申請数（118件）は明らかにしたものの、石綿健康管理手帳の発給数は「昨年も求められ本省とも相談したが公表しない」との回答でした。今年1月から始まった国の「建設アスベスト給付金制度」に関して、「非合併の石綿肺」の場合の取り扱いなどについてあらためて説明の機会を設けることになりました。

振動障害の「適正給付管理」について、来年度から始まる第13次3か年計画についても別途意見交換することを確認しました。振動障害被災者の社会復帰のとりくみについて「重要なものだと認識している」と回答しました。

北海道建設アスベスト第1陣訴訟 建材メーカー4社に賠償命ずる 1審判決を変更し企業の責任を認める

5月30日、札幌高裁で「北海道建設アスベスト第1陣訴訟」の判決が言い渡され、建材メーカー4社に総額約1億6300万円の賠償を命じました。第1陣訴訟は2011年4月に提訴し、1審の札幌地裁判決（2017年2月）では国に賠償を命じたものの建材メーカーの責任は認めませんでした。高裁判決では原告（被災者）23人中16人との関係で企業責任を明確にしました。しかし、屋外作業や解体作業などで働いた7人については責任を否定しました。長谷川恭弘裁判長は判決要旨の言い渡しの中で「4社以外の被告企業もアスベスト被害に寄与しており、話し合いによる解決をはかってもらいたい」と述べました。

昨年5月17日の最高裁判決にもとづき、北海道をふくめて各地の裁判所で国との和解手続きがすすめられるとともに、提訴していない被災者も「建設アスベスト給付金」制度がスタートして国からの給付が受けられるようになっていきます。しかし、多くの判決で加害責任を断罪された企業をはじめ建材メーカーは解決に応じておらず、早期全面解決をはかるためにたたかいをいっそう強めなければなりません。